

尾崎市長 殿

平成 30 年 7 月 16 日

ひつまぶしの会

代表 柳下 進

ご多忙のところ、お手数お掛けしますが、以下の点についてお教え願いたくお願いいたします。

1、尾崎市長は、3市共同資源物中間処理施設建設の都市計画決定について、昨年11月に開催された都市計画審議会に諮問をされました。

市議会の決議があり、諮問出来る状況ではなかったにもかかわらず、何故諮問をしたのですか。その理由をお伺いいたします

平成22年3月26日の東大和市議会決議「白紙を含めた抜本的な見直しなどの決議」、平成25年第1回建設環境委員会の議事録、平成29年4月26日市長への照会状の回答から判断すると、これらを見直した行為を行なったこととなります。

引用した事実は次の通りです。

東大和市は平成24年2月15日庁議で、

- (1) 平成22年3月26日の東大和市議会において「白紙を含めた抜本的な見直しなどの決議」が可決されたこと。
- (2) このことにより、今後必要とされる都市計画決定手続きを進めることが事実上不可能であること。
- (3) 多額の費用を要する公共施設を建設することはできない。

の3点を理由として建設の受け入れは困難であることを確認している。

更に、上記(1)から(3)条件による「建設受け入れは困難」とする考えは踏襲しつつ、実質的協議を再開させるために、代替案を示していくとした。

また、平成25年第1回建設環境委員会（平成25年1月28日）では、

現在の平成22年3月に可決されました白紙を含めた抜本的な見直しや民間委託などを中心に低コストで行うこととの東大和市議会の決議が現在も生きていると言うことが事実であります。また市側もそれにのっとりやっていくということが今確認されました。

（平成25年第1回東大和市議会建設環境委員会記録20ページ、押本委員の発言を引用）

更には、平成29年4月26日、私からの東大和市長への照会状に、市長は次のように回答しています。

(2) 2品目で進めることの、市議会の議決の有無や必要性の有無について、お教えてください。

回答

2品目で進めることにつきましては、意思決定過程の段階であることから、市議会での議決案件にはなりません。

しかし、その内容が全ての市民に影響するものであることから、平成24年11月13日に開催された、東大和市議会全員協議会において内容の説明をした後、小平市及び武蔵村山市へ2品目での依頼を行い、その了解が得られたことから、小平・村山・大和衛生組合において、事務を進めてい

るものであります。

以上の事実を整理すると、東大和市、市長は平成 22 年の東大和市議会の議決を認識承知している。これを踏まえ代替案 2 品目で他者との協議を再開する。2 品目で進めることが、意思決定過程の段階では市議会の議決案件にならない。(意思を確定したら市議会の議決案件)となる。

2、平成 25 年 1 月 8 日 3 市共同資源化事業に関する基本事項確認書、平成 25 年 11 月 29 日 3 市共同資源化事業に関する確認書について、東大和市の庁内手続き(規則・庁議等)が適切に行われているか。更には、東大和市議会の議決・同意の必要性についてお伺いします。

この確認書では、「地域住民の理解を得ることを前提として事業を進める」から「焼却炉更新を行う上で市民に必要不可欠な施設として進める」と 4 者の考え方を大きく変えている。

これは、事業推進側の進めるための理由の変更である。一方、3 市共同資源物中間処理施設事業は、東大和市民にとり 2 品目の処理方法の変更であり、従来の方法に比べ費用負担が増大することとなる。(施設の運営費や建設に伴う返済負担等)

更には、確認書の当事者である、尾崎市長は小平・村山・大和衛生組合の副管理者でもあり、ある意味では双方の当事者である。

この様な立場にある者が、確認書の本質を変更し事業を進める事。進めることの理由、市民に必要な施設の正否は別として、市民に新たな負担増大を強いる事が、市長の権限の範囲として妥当なのか疑問がある。市議会の決議・同意を求めるべきと考えるが。市長の権限として妥当なのか否かについて、また、処理方法の変更により、市民に負担増を強いるという観点から条例で定める必要性の有無も。

尚、確認書締結手続き等についての規則、庁議等を具体的に規則名、年月日をお教え下さい。後日情報公開請求をさせていただきます。

以上

尚、別紙 1 から 3 として陳情関連資料を添付します。(添付せよ)